

職員の旅費に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 章 総則 (第 1 条～第 12 条)</u></p> <p><u>第 2 章 内国旅行の旅費 (第 13 条～第 23 条)</u></p> <p><u>第 3 章 外国旅行の旅費 (第 24 条～第 33 条)</u></p> <p><u>第 4 章 雑則 (第 34 条～第 37 条)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>第 1 条 (略) (用語の意義)</p> <p>第 2 条 (略) (1)～(8) (略) (9) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。 (11)・(12) (略)</p> <p>2 この規程において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する規程第 8 条に掲げる事務職等給料表 (1) による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、理事長が<u>別に</u>定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>3 (略) (旅費の支給)</p> <p>第 3 条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則 (以下「就業規則」という。) 第 <u>21</u> 条第 2 項第 2 号又は第 <u>62</u> 条各号の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。) がその出発前に第 4 条第 3 項の規定により旅行命令等を取り消され又は死亡した場合におい</p>	<p>(新規)</p> <p>第 1 条 (略) (用語の意義)</p> <p>第 2 条 (略) (1)～(8) (略) (9) 赴任 <u>赴任</u> 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行することをいう。 (11)・(12) (略)</p> <p>2 この規程において「何級の職務」という場合には、職員の給与に関する規程第 8 条に掲げる事務職等給料表 (1) による当該級の職務及び同表の適用を受けない者については、理事長が<u>規程で</u>定めるこれに相当する職務をいうものとする。</p> <p>3 (略) (旅費の支給)</p> <p>第 3 条 (略) 2 (略) 3 職員が前項第 1 号又は第 4 号の規定に該当する場合において、地方独立行政法人神奈川県立病院機構就業規則 (以下「就業規則」という。) 第 <u>16</u> 条又は第 <u>18</u> 条の規定により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 第 1 項及び第 2 項の規定により旅費の支給を受けることができる者 (その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。) がその出発前に第 4 条第 3 項の規定により旅行命令等を取り消され又は死亡した場合におい</p>	<p>・目次を新設</p> <p>・文言修正</p> <p>・規程ではなく旅費規程施行細則で定めている事項であるため、文言修正</p> <p>・引用規定の誤り ・文言修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>て、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で理事長が別に定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事長が別に定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が別に定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、理事長が別に定める。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 旅行雑費は、出張に伴う雑費について、1日当たりの実費額により支給する。</p> <p>13～15 （略）</p> <p>第7条～第9条</p> <p>第10条 1日の旅行において、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には額の多い方の定額による日当又は宿泊料を支給する。</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、理事長が別に定める。</p> <p>第13条～第16条 （略）</p> <p>（宿泊料）</p> <p>第17条 （略）</p>	<p>て、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で理事長が規程で定めるものを旅費として支給することができる。</p> <p>5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他理事が規程で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が規程で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（旅行命令）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 旅行命令簿の記載事項及び様式は、理事長が規程で定める。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2～11 （略）</p> <p>12 旅行雑費は、出張に伴う雑費について、1日当たりの定額又は実費額により支給する。</p> <p>13～15 （略）</p> <p>第7条～第9条</p> <p>第10条 1日の旅行において、日当、宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下本条において同じ。）又は旅行雑費について定額を異にする理由が生じた場合には額の多い方の定額による日当、宿泊料又は旅行雑費を支給する。</p> <p>第11条 （略）</p> <p>（旅費の請求手続）</p> <p>第12条 （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 第1項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、理事長が規程で定める。</p> <p>第13条～第16条 （略）</p> <p>（宿泊料）</p> <p>第17条 （略）</p>	<p>・ 文言修正</p> <p>・ 旅行雑費は実費額のみとなるため、定額の文言を削除</p> <p>・ 旅行雑費は実費額のみとなるため削除</p> <p>・ 文言修正</p>

新	旧	改正理由等
<p>2～4 (略)</p> <p>5 甲地方及び乙地方の地域は、理事長が別に定める。</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第21条 旅行雑費の額は、1日につき上限120円とする。</p> <p><u>2 旅行雑費は、出張中に業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により職員が通信連絡費を負担した場合に限り、支給する。</u></p> <p>第22条～第33条 (略)</p> <p><u>第4章 雑則</u></p> <p>第34条～第37条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (略)</p> <p><u>別表第2 (第28条、第29条、第31条、第32条関係)</u></p> <p>(略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 甲地方及び乙地方の地域は、理事長が規程で定める。</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>(旅行雑費)</p> <p>第21条 旅行雑費の額は、1日につき120円とする。</p> <p>(新規)</p> <p>第22条～第33条 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第34条～第37条 (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文言修正 ・ 旅行雑費の額を、1日につき120円を上限とした実費額とするための改正 ・ 章名の規定漏れ ・ 別表名の規定漏れ